

社会福祉法人 東京弘済園 行動計画（第1回）

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1．計画期間 平成23年4月1日～平成27年3月31日までの4年間

2．内容

目標1：妊娠中の女性職員の母性健康管理について、職員に制度の周知を図る。

<対策>

平成23年4月1日～ 職員の具体的なニーズの調査、母性健康管理についての情報収集を行う。

平成23年10月1日～ 職員に対し制度に関する資料を配布し、管理者を対象とした研修等を行い、周知する。

目標2：育児休業期間を、1歳の誕生日以後の最初の3月31日までに拡大する。

<対策>

平成23年4月1日～ 職員へのアンケート等を実施することにより具体的なニーズの調査を行い、導入を検討する。

目標3：年次有給休暇の取得を促進し、年間の平均取得日数を増加させる。

<対策>

平成23年4月1日～ 半日単位で取得できる年次有給休暇を導入し、年休を取得しやすくする。また、計画年休など、管理者に対して休暇を取得しやすい環境づくりをしてもらう。